

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する公聴会

日 時：平成27年9月28日（月）10:00～10:20

会 場：②宇都宮市民プラザ

発言者：公述人2

皆さんおはようございます。■■■■と申します。

こういう場、初めてですので、うまく話せるかどうか分かりませんが、お聞き苦しい点がありましたらご容赦ください。

まず最初に、私、どういうものか自己紹介をちょっとさせていただきます。

私、宇都宮にありますメダカ里親の会という会の事務局長をしております。この会は平成7年に設立されまして、構成員は国、県の職員、それから大学教授、試験研究機関の職員、多岐にわたっております。合い言葉が、農村に春の小川を復活させようということで、農村部の主に水辺生態系の保全活動とか環境学習を20年になります。その活動をずっとさせていただいておりますので、主に県内ですけれども、水辺、河川、水路というものを大体歩き回っております。

皆様御存じと思いますが、農村の生態系、特に自然環境の大きな話題になったのは、平成11年にメダカが絶滅危惧種に指定されたというところから大きく、この国民の方の目が生き物とか環境というふうに向いたかと思えます。

それ以前、少し前から、いろいろ国でもいろいろな環境に対する施策、法律体系が少し変わってまいりました。今日お話します河川法の関係も平成9年でございしますが、今までは利水と治水だけだったものが環境の保全という言葉が入ってまいりました。それに基づきまして、多自然型の川づくりだとか、魚がのぼりやすい川づくりだとか、自然再生事業というものが河川さんの方でも取り組まれていることは承知をしております。

なお一方、土地改良、実は私土地改良のOBなんですけれども、土地改良法は平成13年に法律改正がなされまして、これは農業基盤整備事業をやるときには環境との調和に配慮しつつ工事をしなさいよというふうに法律が改正をされたんですね。主なものとしては、工事実施前におけるミティゲーションの実施、簡単に言えば、魚が今までは、工事するとき水がなくなちゃいますけれども、一切気にしないで工事をやりましたけれども、事前に移植をすとか、みんなでそれをとってまた戻すとか、そういう環境の軽減だとか、そのようなものもやるようにということが決められたわけです。主に、やはり水田の周りにいる魚たち、両生類、は虫類及び植物体系に対する配慮ということが要綱要領でつくられております。

そういう形で、一応動きとしてはあったわけですが、今日は河川の方ですから、私どもが感じています河川の問題点等、いろいろなところから相談を受けて行くんです。魚がいなくなった。そうすると、一番の問題は、やはり洪水被害等が相当多くなってきていますので、一つは河道がどんどん深くなっていくんですね。もちろんその原因というのはいろいろなことがあります。砂利採取もあったりしてどんどん河床が下がってきているという問題がありますけれども、どうしてもやはり掘り下げ式の河床をつくっているという問題。ですから、それに伴う、今まで自然に川から流れてきて、流下してきて、自然に上り下りができたものが、普通土管になりますから、そこに大きな落差がついてしまう。も

しくは急流工になってしまう。それも、大規模なコンクリートで構造物になってしまっているということで、このネットワークの分断というものが大きくクローズアップされています。

それと、やはりどうしても、河川もそうです、農業基盤もそうですが、自分たちのエリアの内部しか見ていないですね。ですから、河川内の生息の場とか、河川内に生えている植物だとかというものに対してはある程度の配慮というものをして工事なりも進んでおりますけれども、なかなかその背後にある問題とか連携とかというところがないがしろにされているという問題がございます。

それを同じように河川管理では国の管理、直轄管理、それから国・県の管理、市町村の管理というふうに分かれています。ですから、それぞれのところでそれぞれの思いでやっていますから、それが全体が連携をとって一つの目標に向かってやっていくということはなかなかうまくいっていない。もちろん、設計基準という工事のハード面の設計基準、これはありますから、それは統一されていますけれども、そこに環境配慮というものが入っていないければ、なかなかそれがうまくいかないということになります。

逆に今度は農業農村整備でも、土地改良ですね、土地改良でも大きな問題を抱えています。その環境との調和に配慮です。配慮というのは幅広いんですね。少しやっても配慮、大きくやっても配慮。義務化ではないですから。各県なり、県の職員なり、事務所なりのその配慮に対する温度差が物すごく大きいんです。まず担当者の意識によっても全然違う。要するに、これは、今日集まっている方は大体土木屋さんです。土木屋さんというのは設計基準に基づいてコンクリートで、それ以上いろいろなことを考えないでやっています。ですから、それを今度、頭を柔軟にして環境の勉強をする、魚の生態を勉強するとか、植物の生態を勉強するなどということはなかなか進まないという問題がございます。

ということで、特に私ども土地改良区の関係者ですから、片や一生懸命環境配慮やっている、ところがその一方では基盤整備どんどんやって落差工をいっぱいいつくっている、非常に大きな矛盾を抱えている。

私ども20年、現役でやっているところからそういう指摘を内部でやりましたから、もう叩かれました。何でこんなことお前ら、平成7年につくって改正が平成13年ですから、七、八年前からもう叩かれ叩かれ、非難轟々だったんですね。でも、幾らかずつでもそういうふうに変えていっていますけれども、まだ今でもそういう現状があります。ですから、当然のことながら国交省さんとか土木さんと連携をとってこういうふうにやりましょう、ああいうふうにやりましょうなどという話にはならないですね。

計画をつくるときも、一応配慮ですから、計画書はつくるんですよ。でも計画をつくっても、今度は実施になったら、担当が変わったらがらっと変わってしまう。という問題が非常に多くございます。多分これは農水もそうだけれども、国交省さんだって同じ。担当者が変わったらまるっきり変わってしまったということが、この日本全国の環境配慮の保全をする、対策をする上で大きな問題になっている。これは現実として私ども感じております。

で少し本題に戻りますが、淡水魚類ですね。先ほどメダカが絶滅危惧種になったということでありますけれども、御存じの方多いと思いますが、日本における魚類、両生類等の絶滅危惧種というのは、3分の2以上が農村部で生息している生き物なんです。特に田んぼ、川を産卵の場として生活をしている魚類が非常に絶滅のおそれになっている。特にタナゴなどというのは絶滅危惧1類ですね。栃木県で有名なミヤコタナゴ、タナゴ類の魚というのは必ず貝がなければいけません。貝もいろいろな貝じゃなきゃだめです。見合ったのはマツカサ貝ですね。それから、普通のタナゴはドブガイとか、いろいろな貝。貝はでも植物性プランクトンを食べますから、植物性プランクトンが育つ沼とか、それから溜池がない

とだめなんです。なおかつ、貝が育つのにには今度は底生魚、貝の赤ちゃんは、小さい赤ちゃんのときは底生魚のエラに引っ付いて動くんです。ですから、三つのものがそろっていないと貝が育たない、タナゴなど住まない。川とも行き来もします。

それからナマズ、フナ、ドジョウ、皆さんのお手元にはアユモドキなどというのが挙がっていますが、これは特殊ですね。でも同じことなんです。いずれも、田んぼは魚たちの揺りかごと言われているんです。田んぼに上がって餌がいっぱいあるところで子供たちを育て、大きくなってすぐに川に戻ります。特にナマズなどはそうですね。

そして、日本の農業農村というのは大体冬は水がありませんから。その逃げ場はどこかという、大きい川に戻る。川で冬を越して、またのぼってくるという、そういう生き物の生活史があるわけですね。

ところが、それを、ほとんどは土地改良が原因なんです、壊してしまって、全国では70%ぐらい基盤整備終っちゃった。皆さん、行ってみてわかるとおり、みんなU字溝、用水路はコンクリート、排水路もコンクリート、そこに排水路と田んぼの差が1m以上ある。それから、排水路では落差工がいっぱいある。そして、今度川のところに行くと、川にも落差工がある。魚たちのぼりくだりできません、くだりはできます、のぼれない。ということで、先ほど言った、この絶別危惧の魚たちが非常に多くなっているという現実がございます。

その今、原因を言いました。要は、生き物たちが自由に行き来ができるネットワークを分断してしまったというのが非常に大きな要因です。それが今言いましたように、基盤整備側では田んぼとの落差が多いコンクリート、河川の方では排水路側のネットワーク、河川の排水路の部分の落ち口の樋管の落差ですね。もちろんそれ以外にございますよ。川の中でもいろいろなことやっていますけれども、やっぱり隠れ家が少なくなったりということがございます。ですから、一概にこれが原因だということはいえませんが、でも、いずれにしても連続性の阻害というのが一番大きな問題ですから。

今、お手元に配付しましたのは、その中身をちょっと見ていただければわかるとおり、今話したようなことを書いてございます。

農水の方では、皆さんお手元にこれがありますね。これは、平成19年から農村の多面的機能支払交付金事業という事業ができて、要するに日本の農業、農村地帯というのは高齢化、米が安くなっちゃったということで、米づくりをやめてしまったり、もう荒れ放題なんです。国土保全をするためには、どうしても税金を投入して草刈りだとかいろいろなものやっていますけれども、これができているんですけれども、栃木県は、その中でも一つ、生き物配慮ということを徹底的にやっているんです。生き物調査を義務づけをして、そして県民の意識を上げて、その中で皆さんのお手元、中身を見ていただければわかりますとおり、魚等が上り下りができたりということがいっぱい事例でやっています。私はその中の水田魚道、水路魚道の開発をして、栃木県内では100カ所、全国に行ってPRしていますが、そういうことを推進しているんですが、その中で一番問題は、さっき言ったネックは河川連携なんですね。

実は、きょう、この河川整備計画を見せてもらって、見たら、今のようなことだけ書いていないんですよ。要するに、その河川の中のことを書いてあります。ヒョムイトトンボだとか河道どうのこうのと書いてありますけれども、一番の問題のそこがないので、それを載せていただくという意味で意見を言っているのですが、調べ始めたら、実は平成16年に、今私が言ったようなことを農水省と国交省で協議をして、実は手引書をつくっているんです。これは役所、私も役所の人間ですからあれですけれ

ども、つくってもつくっただけ、その二、三年は担当者が知っていたけれども、それ以後、皆さん全然忘れちゃってる。ですから、もう一度、ここには今言ったようなこと全部書いてあるんです。それも、このモデルになったところはこの那珂川の、この工事事務所の管理の区域からできているんですね。ですから、ぜひこれをもう一度国交省さんでも勉強していただいて、いっぱいはなかなかできないと思いますけれども、1カ所でも2カ所でもこういうふうなものをやっていただければありがたいというふうに思っています。

最後になりますが、実は今、那須烏山市の興野というところで、これの事例で、国交省の護岸工事で今ですっとできたものがボックスカルバートで落ちてしまって、魚が上がれなくなっちゃったんです。そういうことですので、何とか国交省さんをお願いして検討していただけないかということをお願いをしていたものですから、ちょうどこういう話題、この整備計画が出たものですから、今日その話題提供として話をさせていただこうということで今日お話をさせていただいております。

ぜひ、この原案の中にそういう連携というものを盛らせていただければありがたいと思って今日公述をさせていただきました。

大変ありがとうございました。

以上